

農地法第3条許可申請添付書類

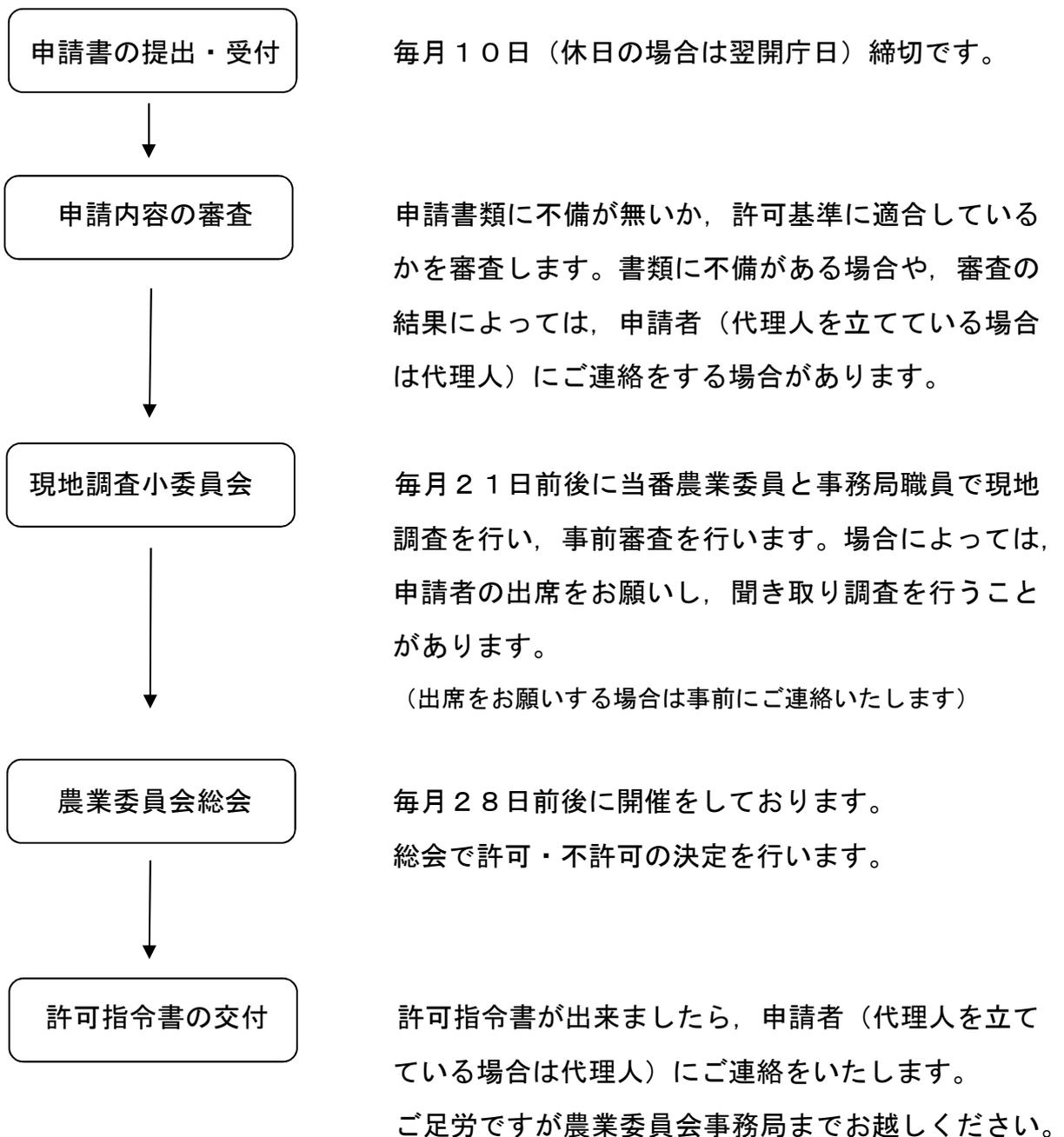
	添付書類	申請人			
		市内者	市外者	農地所有 適格法人	一般法人
1	申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） （仮登記、抵当権等の所有権以外の設定がなされている場合は抹消又は権利者からの承諾書）	○	○	○	○
2	農地等利用計画書	○	○	○	○
3	申請農地の位置図	○	○	○	○
4	住民票 （守谷市に住民登録をしていない方のみ）		○		
5	代理人申請の場合は委任状 ※	○	○	○	○
6	耕作証明書		○	○ <small>（他市町村で耕作している場合）</small>	○ <small>（他市町村で耕作している場合）</small>
7	申請人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記全部事項証明書			○	○
8	申請人が農業生産法人の場合は、その組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し			○	
10	賃貸借等の契約書 （原状回復に義務は誰にあるか、費用は誰が負担するか、損害賠償の取り決め、担保措置はあるか、違約金の取り決めがあるか等の記載がされた物）				○
11	その他必要と認められる書類				
※ 提出書類は、原本1部です。許可申請の締切は、毎月10日です					

農地法第3条の主な許可基準（下記のすべてを満たす必要があります。）

1. 今回の申請農地を含め、権利を取得しようとする者及びその世帯員等が、権利を有しているすべての農地について、効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。（所有地等に耕作放棄地がないこと）
2. 権利を取得しようとする者及びその世帯員が、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
3. 申請地が耕作の内容及び位置、規模からみて、周辺地域における農地の効率的、総合的利用に支障を生じないこと。

※代理人申請の際、譲受人等及び譲渡人等の両者からの委任状が必要です。

・農地法第3条許可申請の流れ



※ 守谷市農業委員会では、申請書の受付（締切日）から許可指令書の交付までの事務の標準処理期間を28日（4週間）としております。